

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第38号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）

京都市御前児童館については、移転に伴い、条例上の位置を変更することとしました。また、京都市新道児童館については、元新道小学校内に本市が設置（令和3年11月に仮施設へ移転）し、指定管理者に管理を行わせる児童館として運営してきたのですが、元新道小学校の跡地を活用する中で、同児童館の所在する小学校区内に民間事業者が児童館を設置し、運営を行うこととなったため、同児童館を廃止しても、利用者の利便性が確保されることから、これを廃止することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、京都市新道児童館の廃止については、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 38 号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市御前児童館の項中「京都市中京区壬生東淵田町29番地」を「京都市中京区壬生東土居ノ内町20番地の1」に改め、同表京都市新道児童館の項を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、別表第1京都市新道児童館の項を削る改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)